

食安輸発第1226005号
平成17年12月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号にて通知したところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、米国産とうもろこしからアフラトキシンを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品

米国産とうもろこし（甘味種を除く。）

2. 検査の項目

アフラトキシン

3. 検査の頻度

容器包装に入れられたもの及びコンテナにバルク形態で入れられたものは輸入届出ごとの全ロットについて、本船にバルク形態で積載されたものは本船のハッチごとの全ロットについて、輸入者に対し製品検査を受けることを命ずること。

4. 試験品の採取方法

(1) 容器包装に入れられたものについては、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号別表3によること。

(2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。

①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において上部、中部、下部計15ヵ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体（合計3検体）とする。

②サイロ又はハシケ（以下「サイロ等」という。）においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体とする。

③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。

5. 検査の方法

平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。

6. 検査を受けることを命ずる具体的理由

アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

7. 検査結果に基づく措置

- (1) 上記4の(1)及び(2)の①による検体採取を行い、いずれかの検体からアフラトキシンが検出された場合は、全量を食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。
- (2) 上記4の(2)の②による検体採取を行い、いずれかの検体からアフラトキシンが検出された場合は、検査を実施していない同一ハッチ由来のサイロ等ごとに検査を行い、アフラトキシンが検出されたサイロ等に入れられたものについて食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。
- (3) 上記4の(2)の③による検体採取を行い、いずれかの検体からアフラトキシンが検出された場合は、検査を実施していないコンテナごとに検査を行い、アフラトキシンが検出されたコンテナに入れられたものについて食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

8. 備考

輸入者の申出により、予め全てのサイロ等について検査を行う場合においては、アフラトキシンが不検出であることが確認されたサイロ等に入れられたものより、順次輸入届出を返却して差支えない。